

日本の針路、この考えはどうだ！

日本の社会的課題と克服

『高齢犯罪者の増加と再犯問題を考える―犯罪者処遇への提言』

慶應義塾大学 法学部法律学科4年

辻川
つじかわ
凜
りん

目次

概括……………	25	4 解決施策概要……………	32
1 はじめに……………	25	4-1 施策実現のために必要なこと……………	32
2 問題の整理……………	26	4-2 考えられる批判……………	34
2-1 受刑者の高齢化……………	27	5 今後の展望……………	35
2-2 再犯率の高さ……………	28	参考文献……………	36
3 現状の施策とその問題点……………	31		

概括

近年、税金によって運営される矯正施設は、犯罪者の高齢化によって介護施設化しており、再犯を繰り返す「社会的弱者」の最後の居場所と化している。さらに、別の問題として、高齢者処遇や再犯防止のために様々な施策が行われているにもかかわらず、その効果が定量的に示されていないことがある。すると、施策を実施したとしても、意図した効果が発生したのか（しなかったのか）を明らかにして、施策の改善や拡大につなげることができない。

本稿では、これらの社会的課題を克服するための施策として、矯正施設における処遇の一環として、受刑者同士による介護福祉訓練プログラムの導入を提案する。壮年・中年層の受刑者に対しての中間的処遇として本プログラムを導入することで、急増する高齢受刑者の介護問題に対応できる人材を確保するとともに、プログラム受講者の出所後の社会復帰支援に繋がれることが本施策の意義と考える。さらに、施策を実行するだけでなく、その効果を検証することで、定量的な知見に基づく施策の効率的・効果的な運用を行う必要があると考える。

犯罪の高齢化や、弱者に対して厳しい刑事司法制度のゆがみと再犯の関係による問題は、今後高齢化がさらに進み、経

済的な格差が拡大していく中で深刻さを増していくだろう。課題の悪化が容易に予測できるなかで、定量的な知見に基づき、施策を実施する上での問題点を見つけ出し、効果が高いと見込まれる層に集中的にアプローチする方法は、この社会問題に対応するにあたって必要不可欠だと考える。

1 はじめに

本論文のテーマは、筆者が、慶應義塾大学法学部において、法社会学・被害者学・犯罪者処遇の授業を履修するなかで、日本の刑事司法制度の問題点を多角的に学んだことに着想を得ている。税金によって運営される矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所などの「刑事施設」と、少年院・少年鑑別所をまとめる総称「1」）が、犯罪者の高齢化によって介護施設化しており、再犯を繰り返す「社会的弱者」の最後の居場所と化している現状は、犯罪被害者はもちろん、税金を納める一般市民や、更生ができない犯罪者自身を苦しめていることは明らかだ。本稿では、これらの社会的課題に対処するために、高齢受刑者を介護する人員を確保し、出所後の就職を促進する施策として、矯正施設内での介護福祉訓練プログラムの導入を提案する。

また、本稿を通じて、課題に対する施策だけでなく、統計

的因果効果推論を活用した施策評価の重要性を強調したい。これまで、矯正施設の高齢化や再犯率の高さなどの課題に対して、国・地方自治体・矯正施設・ボランティア団体によってさまざまな施策が実施されてきた。しかしながら、定量的な施策評価が乏しいことから、これらの施策が「とある矯正施設での工夫例」とどまっている。また、施策の効果が定量的に分析されていないことから、これらの施策が本当に意図した効果があつたのかは明らかではない。

このように、各主体が問題意識をもって施策を実施しているにも関わらず、その効果が明らかではないという現状にフラストレーションを感じていた筆者が出会ったのが、統計的因果効果推論だ。詳細は本文に譲るが、統計学や計量経済学の知見に基づく分析手法と、刑事司法制度や犯罪者処遇の専門知識を融合させることで、「その施策は再犯抑止効果があるのか」、「満期出所することは、保釈に比べてどのくらい再犯リスクが高まるか」などの問題について、相関ではなく、因果効果を推定することで答えられるという可能性に心を奪われた。統計的因果効果推論に魅せられた筆者は、他学部開講の数学や統計学の授業を履修したり、統計的因果効果推論の主要方法論の一つである、操作変数法という手法にまつわる実証分析を実施し、その成果を学会で発表するなど、方法論の理解を深めてきた。そして、今春からは慶應義塾大学経

済研究科に入学し、統計的因果効果推論の専門知識を磨きながら、法律や施策が犯罪行動に対して与える影響について実証研究を進め、同テーマで博士号取得を目指している。本稿が、刑事司法分野の課題に対して、統計的な知識とドメイン知識を組み合わせることで課題に対して効果的にアプローチできることを示す足掛かりになれば幸いだ。実際に、本稿で扱うテーマである矯正施設の高齢化や再犯率の高さは、法学部の授業を受けなければ筆者は認識できていなかった問題なのだ。

2 問題の整理

刑事司法における現代日本特有の問題として、矯正施設における受刑者の高齢化と、再犯率の高さが指摘される。特に、受刑者の高齢化は急速に進んでおり、認知症などにより支援が必要な受刑者の増加によって、現行の「処遇」が意味をなさなくなりつつある。また、特に満期出所者において再犯率が高いことは、弱者に厳しい刑事司法制度の現れと考えられる。本章では、令和5年版犯罪白書（以下「犯罪白書」）による報告を引用しつつ、各問題について述べていく。

2-1 受刑者の高齢化

世界のどの国よりも早いペースで高齢化が進む日本において、その影響は社会生活のあらゆる場面で顕著に見られる。高齢化の影響として、例えば、労働力の低下、経済活動の萎縮、医療・福祉のひっ迫など、今日の日本が直面する社会問題が思い浮かぶが、犯罪者処遇も例外ではない。

犯罪白書によると、日本の犯罪の検挙人員の全体のトレンドとしては、2003年から一貫して減少し続けているものの、65歳以上の高齢者に注目すると、検挙人員は過去約25年の間でおよそ3倍に増加し、2022年には約4万人となっている〔2〕。この伸び率は人口の高齢者率の上昇をはるかに上回るものであり、犯罪の高齢化の深刻さがうかがえる。

さらに、犯罪の高齢化を背景に、矯正施設における受刑者の高齢化も問題になっている。実際に、矯正施設における高齢受刑者の割合は増加傾向にあり、2022年には受刑者の14%が高齢者と報告された〔3〕。特に、70歳以上の入所受刑者人員は増加が顕著であり、その数は過去20年間でおよそ3倍になった〔4〕。

このような受刑者の高齢化に伴い、処遇施設の「介護施設化」が問題になっている。例えば、福島県にある福島刑務支所を取材した記事によると、受刑者が暮らす部屋の入り口に「軟」「副食きざみ」「湯」などの札が掲げられているという

〔5〕。「軟」の札は硬い食べ物が食べられないために、おかゆなどの軟らかい食事を用意する必要がある受刑者、「副食きざみ」は、おかずをみじん切りにして食べやすくする必要がある受刑者、「湯」は湯たんぽを必要とする受刑者の部屋の前に掛けられており、刑務官はそれぞれの受刑者のニーズに合わせて食事や処遇を対応させているという。

また、認知症を患う受刑者の増加も深刻だ。実際に、同記事によると、福島刑務支所では認知症の疑いのある受刑者が増加していたことから、2008年末に約100人の刑務官全員が「認知症サポーター」の講習を受講したという〔6〕。福島刑務支所のように、認知症などにより介護が必要な受刑者がいる矯正施設では、自分で入浴できない受刑者は、刑務官の助けを受けながら入浴し、入浴前には、外部から派遣された介護福祉士が歩行訓練も行い、夜間のおむつ交換は刑務官が行う必要がある。

これまで見てきたように、近年の矯正施設では、増加する高齢受刑者の介護を、誰が、どのように行うのが問題になっている。矯正施設の本来の目的は、受刑者が犯した犯罪を反省し、社会復帰に向けて準備を行うことにあるはずだが、実際には、矯正施設の「介護施設化」が進んでいる。もちろん、福島刑務支所のように、刑務官が認知症サポーターの講習を受けることで、高齢受刑者に対して、食事・排泄・入浴など

に際し介護を行うことも可能だろう。しかしながら、刑務官は、受刑者の反省や更生を促すという本来の業務があるために、24時間介護を行うことができないし、そもそも介護の専門家ではない。受刑者の高齢化が深刻化するなかで、高齢受刑者の介護を担う専門人材が不足していることが課題であることは明らかだ。

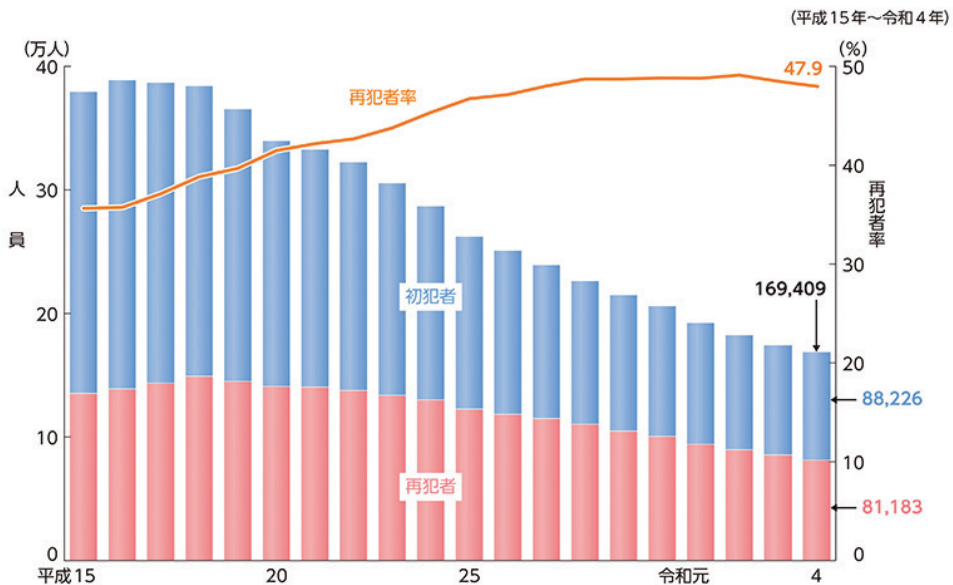
2-2 再犯率の高さ

さらに別の問題として、再犯率の高さがあげられる。先に述べたように、日本において犯罪の認知件数は年々減少しているものの、その内訳に注目すると、この現象は初犯の減少に起因していることが分かる。実際に、図1では、再犯者率は2003年(平成15年)から上昇傾向にあり、2022年(令和4年)には検挙人員のうち約50%が再犯者であることが示されている。なお、図1では、再犯者の「数」自体は年々減少していることも示されていることから、再犯問題が単純に悪化をしているというわけではない。しかしながら、初犯と比較した際に再犯の減少の程度が小さく、検挙人員において再犯者が占める割合が増加傾向にあることを踏まえると、再犯を減少させることが犯罪減少に効果的であることは明らかであり、再犯対策の重要性が強調される。

ところで、再犯問題を語るにあたり、刑事司法制度におけ

5-1-1 図

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



- 注 1 警察庁の統計による。
2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

図1 再犯者人員・再犯者率の推移

出典：令和5年版 犯罪白書より引用

るデイバージョンという制度について紹介したい。西山（2020）によると、デイバージョンとは、被疑者や被告人を、逮捕、起訴、裁判、刑の執行という通常の刑事手続きの対象から「離脱（Diverter）」させ、非刑罰的に処理する仕組みと定義される「7」。デイバージョンの運用によって、犯罪者であるというラベリング付けを回避し、社会復帰を容易にさせるという効果が期待されている「8」。

例えば、警察段階では、微罪処分と交通反則通告制度がデイバージョンとして用意される。微罪処分とは、警察の判断によって、被疑者による嚴重な訓戒や被害者への謝罪の勧奨、親権者や雇用主を呼び出して将来の監督の約束を取り付けるなどによって、一定の事件を検察に送致しないという処分を指す（犯罪捜査規範第200条1～3号）。犯罪白書によると、2022年には、約5万人が微罪処分を受けたと報告されており、これは全体の刑法犯のおよそ3割を占める「9」。微罪処分によって検察への送致を防ぐことができるため、この場合には被疑者には犯罪歴はつかない。また、交通反則通告制度は、道路交通法違反事件のうち一定の行為を「反則行為」とし、反則行為者によって反則金が納付された場合には、この事件を刑事手続きの対象から外すという制度だ（道路交通法第125条～129条）。すなわち、この制度の下では反則金を納付することで、刑事事件を行政処理として扱うこと

が可能になる。

また、検察段階では、検察官の広範な裁量権によって起訴・不起訴の決定が行われるという起訴便宜主義に基づき、裁判で有罪になる可能性が高い事件についても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる（刑事訴訟法248条）。したがって、検察官の裁量によって不起訴が決定され、起訴猶予が行われることが、検察段階におけるデイバージョンになる。

さらに、裁判段階でのデイバージョンとしては、起訴猶予があげられる。これは、起訴され刑事裁判で有罪判決が下された場合においても、宣告された刑の執行を一定の期間猶予し、猶予期間中に問題がなければ、刑罰権を消滅させることができることを意味する（刑法第25条）。犯罪白書によると、起訴され有罪判決が出た被告人のうち、約6割が全部執行猶予判決を受け、裁判段階でデイバージョンされたことが分かる「10」。また、少年事件の特則として、刑事手続きではなく、まずは家庭裁判所への送致が行われる。家庭裁判所での審議で非行のおそれが認められない場合には不処分になり、非行のおそれが認められると判断される場合には、保護処分が行われ、刑事事件として検察への送致を行わないのが一般的だ「11」。

また、処遇段階においても、保護観察や仮釈放によって満期前に刑事施設を出ることが可能である「12」。

ここまで述べてきたディバージョンの流れを示したのが図2だ。刑事司法の運用として、警察に認知された事件が検察に送致され、裁判で有罪判決を受け、矯正処遇を出所するまでの過程で、警察に逮捕された犯罪者のうち約8割以上がディバージョンによって社会に戻る「13」。なお、この過程で一度もディバージョンを受けない人が、満期釈放で矯正施設を出ることになる。

では、ディバージョンを受け、ラベリングなどの「刑事司法の害悪」を回避するためにはどのような要素が関連するのだろうか。浜井（2001）によると、早い段階でディバージョンを受ける、言い換えると、刑事司法において初犯で「勝ち組」になるためには、財力、人脈、そして知的能力の3要素が重要になる「14」。財力は、被害を弁償したり、弁護士の支援を受けるための能力、人脈は、身元引受人の有無など、社会基盤があること、知的能力は、内省したり、それを適切に表現できる能力を意味する。同論文では、これらの3要素を持たない「負け組」はディバージョンができず、前科が付き、処遇上の不利益を被ることから、刑務所は「治安の最後の砦」ではなく、「社会的弱者の最後の居場所」になっていると指摘される。

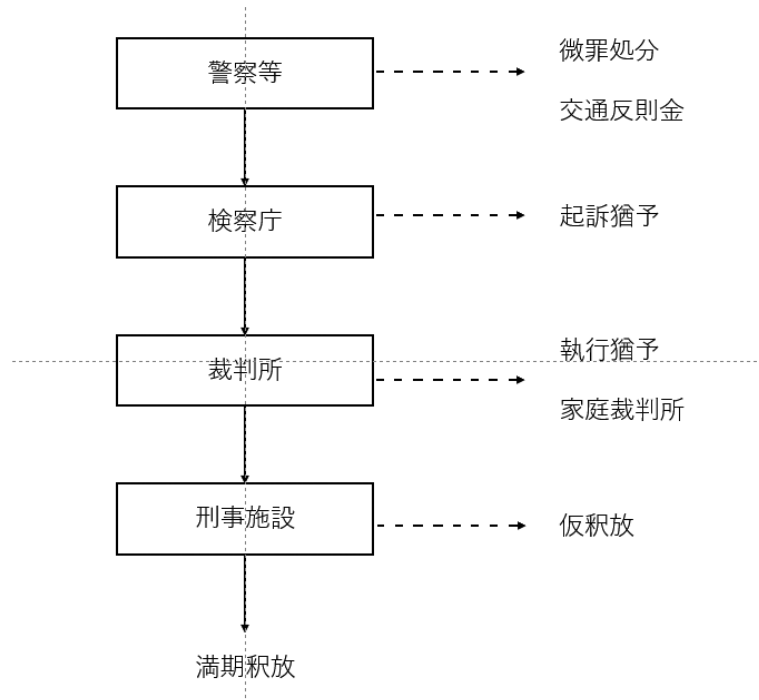


図2：ディバージョンの流れ

令和5年版 犯罪白書より筆者作成

特に、この問題は満期釈放者において深刻である。ディバージョンをすることができず、刑期を全うした満期釈放者には、仮釈放と異なり保護観察がつかない。これは、一般の人と変わらずに自由を享受できることだが、同時に必要な支援が届きにくく孤立しやすいことを意味する。また、満期釈放者はディバージョンを受けた人に比べたさらに再犯率が高くな

る。実際に、犯罪白書によると、刑務所から出た人が再犯して5年以内に戻ってくる「再入率」は、仮釈放者で約28%であるのに対し、満期出所者らは約50%となり、さらに高い「15」。満期で釈放されたとしても、約半数が再犯を犯してまた刑務所に戻ってきてしまうことは、犯罪被害者の増加につながるだけでなく、公的刑務所運営を支えるために税金が使われることから、納税者の負担になり、さらには孤独の中で更生ができない犯罪者自身にとっても望ましい結末ではない。

3 現状の施策とその問題点

受刑者の高齢化の問題に対処するために、2011年度から刑事施設へ介護福祉士や介護専門スタッフの導入が開始された「16」。しかしながら、現在日本には約40名の非常勤介護専門スタッフしかおらず、少人数で数千人の認知症等の受刑者の対応をするという運用には批判がある「17」。受刑者の高齢化が急速に進んでいる状況を踏まえると、数十人の介護専門スタッフのみによって、全国の高齢受刑者の介護を行うことは、困難である。

また、再犯防止や社会復帰支援の観点から、法務省などによって、保釈や満期刑期満了によって出所してきた人たちの

就職を支援する更生保護就労支援事業が行われている「18」。再犯を抑制するためには、このように、出所者の就労先確保は重要な要素であることは明らかだが、特に満期釈放者は就職や住居の確保など、社会復帰後の支援の機会が限定されているのが現状だ「19」。また、雇用者が出所者を雇用することと不安を抱えていることから、出所者の積極的な採用が進まないという問題もある。出所者は職業経験や社会性が乏しいことが多く、また、些細な出来事がきっかけで離職をしやすいというイメージから、積極的な採用が進みにくい「20」。

さらに、別の問題として、高齢者処遇や再犯防止のために様々な施策が行われているにもかかわらず、その効果が定量的に示されていないことがある。言い換えると、その施策を行ったことで、実際に何人が就職に成功したのかだけでなく、「そのプログラムが実施されなかった場合と比較したときに、対象者がどれほど恩恵を受けたのか（受けなかったのか）」が明らかでないために、施策の課題発見や、成功施策の拡大などを効率的に行うことが困難な状況なのだ。近年では、Evidence-Based Policy Making (EBPM)として、内閣府をはじめ、エビデンスに基づいて施策を効率的・効果的に運用することが要請されている「21」。実際に、EBPMに基づいて施策の立案や評価を行うことで、「とある矯正施設やボランティア団体の努力活動」というエピソードを超えて、

全国規模での高齢者の処遇の改善や、再犯率の減少に貢献することができるようになる。しかし、施策の効果を定量的に分析するためには、データの整形や分析デザインの考案、統計ソフトウェアの使用や、それぞれの分析手法に必要な仮定などさまざまな知識が求められるため、統計学や数学を学ぶ機会に乏しい法学部の学生や法律の専門家は、データ分析を中心に展開されるEBPMに対し、敷居が高いと感じてしまう人が多いのではないか。

4 解決施策概要

これらの課題を踏まえ、今後の日本の犯罪者処遇や再犯率を改善するための施策として、矯正施設における処遇の一環として、受刑者同士による介護福祉訓練プログラムの導入を提案する。

急増する高齢受刑者の問題に対処するために、60歳未満の選抜された受刑者に介護福祉に関する実践的スキルを身につけさせ、処遇施設内で介護専門スタッフの補助または専門スタッフ同等の仕事に従事できるようにすることで、高齢受刑者へ対応できる人員を増やす効果が期待できる。また、プログラムの導入には費用がかかるものの、長期的には外部から介護専門スタッフを雇用するよりも若い受刑者が高齢受刑者

の介護に従事するという仕組みを作る方がコストを抑えられることも利点だろう。

さらに、再犯抑制の観点では、プログラムを通じて介護福祉の知識や実践力をつけることで、受講者の出所後の就労支援としての効果が期待できる。介護福祉訓練プログラムを通じて介護福祉に関する知識や高齢受刑者介護の実践経験を得ることは、出所者が即戦力として介護施設などで働けることの客観的な証明になるため、雇用主にとっても出所者を雇用することへの不安をやわらげる効果が期待できる。

このように、壮年・中年層の受刑者に対しての中間的処遇として、高齢受刑者への介護活動として本施策を導入・拡大することで、急増する高齢受刑者の介護問題に対応できる人材を確保するとともに、プログラム受講者の出所後の社会復帰支援に繋がれることが本施策の意義であると考ええる。なお、施策の実行主体は、全国の矯正施設における業務の計画や提案や指導・監督を担う法務省矯正局を前提としている。

4-1 施策実現のために必要なこと

第一に、社会福祉資格獲得などを支援する民間団体との連携が不可欠だ。専門講師や介護専門スタッフに講師として指導してもらうためだ。連携が決定したら、受刑者の年齢や関心、更生状況、刑期を加味してプログラム参加者を選抜し、

介護を必要とする高齢受刑者の多い刑務所から順に講師を派遣する。なお、一部の施設では全国的女子施設から選考された者を集めて介護福祉の訓練を提供しているが、対象はあくまでも女子受刑者に限られている「22」。しかし、本施策は高齢受刑者の介護担当者を刑務所内で「自給自足」することを目ざしているため、最終的には全国の刑務所で性別を問わずにプログラムを普及させることを目標にする。そのために、座学講座だけでなく、同意を得た高齢受刑者についてはその受刑者の介護も実践的に受講者に担当させる。専門講師や介護専門スタッフに介護の指導・監督を担ってもらいながら、受講者の実践スキルを養うことが必要になるだろう。

第二に、第3章で紹介した法務省による更生保護就労支援事業の一環として、出所した受講者に対して、介護福祉の実務経験を積める職場への就労支援を充実させることが重要だ。介護福祉関係の協力雇用主を増やし、出所者の就職をあつせんすることは、再犯抑制という目標達成のために不可欠だと考える。

関連して、第三に、介護福祉士の資格取得までサポートすることも意義があると考ええる。介護福祉士という国家資格を持つことで、就職が容易になったり、職場での昇進促進、離脱防止などの効果が期待できる。そこで、出所後の資格勉強のための教材費や受験料などの金銭的負担を減らすために、

受験意欲のある出所者へは勉強手当を支給することも必要だろう。実際に、2025年度の介護福祉士国家試験の受験料1万9370円であり「23」、これは出所したばかりの受刑者にとっては大きな負担になる。また、手当を支給することで資格取得のモチベーション維持の効果も期待できるため、施策の一環として勉強手当の支給は重要な要素であると考えられる。

第四に、これらの施策を実行するだけでなく、その効果を検証することで、施策をより効率的・効果的に展開する必要がある。そこで、施策効果の検証の手法として、統計的因果効果推論による処置効果の推定を行いたい。統計的因果効果推論とは、「パラレルワールドを統計的に推定する」という発想に基づき、ある対象集団が「処置を受けた場合の（潜在的な）結果」と「処置を受けなかった場合の（潜在的な）結果」を比較することで、処置が結果に与える因果効果を推定することを可能にする。例えば、今回の事例では、受刑者が「介護福祉訓練プログラムを受けた場合の再犯率」と「介護福祉訓練プログラムを受けなかった場合の再犯率」を比較することで、そのプログラムが再犯率にどのくらい貢献したかを調べることができる。

ランダム化比較実験が可能の場合には、処置群と対照群における再犯率を比較することで因果効果を推定できる。つま

り、矯正施設でのフィールド実験として、介護プログラム施策を実施する施設をランダムに割り当てた場合には、施策が実施された処置群と、実施されなかった対照群における再犯率の差によって施策の効果を分析することができる。

しかし、実際には、施策を実施するように割り振られた処遇施設のなかに、施策の実施に協力的ではないものが存在したり、倫理的な問題からランダム化が困難な場合があるかもしれない。このように、完全なランダム化が困難な場合には、操作変数法や差分の差法などの専門的な方法論を用いることで、問題に対処することが可能になる。なお、ランダム化が困難な場合には、それぞれの分析手法が求める仮定が満たされているかを調べるために、法律や犯罪者処遇などの専門知識を駆使する必要がある。この意味で、解析を行う人員として、他省庁や民間からの出向者を募ることも必要にはなるが、データ分析にあたっては、法務省職員や矯正施設職員の専門知識が不可欠になる。ドメイン知識と統計的な知識を組み合わせて分析することで、複雑な観察データから、施策の効果を分析することが可能になる。

このように、施策の効果を定量的に調べることで、どのような特徴をもつ施設や受刑者に対して効果が高くなる傾向があるかなどを知ることができ、効果的なターゲティングに生かすことが可能になる。もしくは、施策を実行するための費

用に対して効果が小さい場合には、他の施策を考えるという新たな選択肢を考える必要があることに気づくことができる。施策を実行して終わりにするのではなく、その効果を定量的に分析し、より効果的・効率的な運営につなげるという循環が、現状の刑事司法における問題を解決するために必要になる。

4-2 考えられる批判

前項では、受刑者の高齢化・再犯率の高さ両方にアプローチできる解決策として、施設内処遇への介護福祉訓練プログラムの導入を提案したが、この案を実務に導入する上での批判についても考える必要があるだろう。

まず考えられるのが、本施策が税金の無駄遣いになるという批判だ。施策の実施主体が法務省矯正局にあり、対象の多くは公的に運営されている矯正施設であることを踏まえると、本施策の実施には税金を使うことになる。すると、本施策によって「犯罪者が矯正施設で介護を受けるために税金を使う」ことに対して抵抗を抱く市民や犯罪被害者は存在すると想定される。しかしながら、本施策によって、プログラムを受講して出所した人には即戦力として働くスキルが付くことによって就職が促進され、離職は減少し、それによって再犯率が改善することになれば、これは社会全体にとって利益

があることになる。実際に、刑事施設の被収容者1人当たりの生活費は1日あたり約2200円、年間に換算すると約80万円であり「24」、さらに犯罪被害者が犯罪を受けることにより被害者や犯罪者自身が生むことができたかもしれない社会への経済的利益などを考慮すると、プログラム受講費や試験の受験料、外部講師の招集費用など本施策の実現に当たり必要な費用をすべて含めても、「再犯を防ぐことによる利益」がコストを上回るのではないか。そうなれば、むしろ税金を有意義に使うことになるだろう。なお、この費用対効果の計算の際にも、統計的因果効果推論の方法論を活用することができると考える。

別の観点として、そもそも高齢者に矯正施設で受刑させる必要があるのかという犯罪者処遇制度の根幹への批判も考えられる。実際に、重度の認知症によって単純な作業さえ行うことができず、反省や被害者への謝罪もできないような受刑者を矯正施設に入れることが「正しい」選択なのかは考え直す余地があるだろう。矯正施設ではなく、本格的な介護施設で更生を図ったり、コミュニティへの定着を促進するなど、受刑以外の選択肢を用意するという議論も、犯罪者の高齢化が進む中で今後必要になるのではないか。なお、これにより、そもそも矯正施設に高齢者を送るべきでないという方向で議論が進むのであれば、本施策で介護を受ける対象者がいなく

なることになるため、施策の意義が薄れて見えるかもしれない。しかし、介護を必要とする高齢受刑者の有無にかかわらずに、再犯を抑止することは急務であることはまぎれもない事実である。反省しており、矯正施設内での言動も問題がなく、出所後の就職に対して意欲のある受刑者に対しては、選抜試験などで適性を見極めたうえで、一般の介護施設などでの介護体験など、別の形での施策の実現も視野に入れることができると思う。

5 今後の展望

本稿では、受刑者の高齢化と再犯率の高さという刑事司法における現代の問題について触れ、その克服案として、矯正施設内での介護福祉訓練プログラムの導入を提案した。また、その施策効果を測るために、統計的因果効果推論の手法を用いることの重要性を強調してきた。

犯罪の高齢化や、弱者に対して厳しい刑事司法制度のゆがみと再犯の関係による問題は、今後高齢化がさらに進み、経済的な格差が拡大していく中で深刻さを増していくだろう。課題の悪化が容易に予測できるなかで、定量的な知見に基づき、施策を実施する上での問題点を見つけ出し、効果が高いと見込まれる層に集中的にアプローチする方法は、この社会

問題に対応するにあたって必要不可欠だと信じている。EB
PMは、法律や犯罪者処遇に関する専門知識と、統計学や計
量経済学など手法の専門知識を合わせることで真価を発揮で
きる施策評価体系である。今後ますます多くのデータが保存
され、アクセス可能になる社会において、課題分野の専門家
と分析の専門家が協力することで、多くの社会的課題に対し
て解決の糸口を見出すことができるようになるのではない
か。また、法学部など文系の学生がデータサイエンスや統計
学などを積極的に学び、自身の専門分野の「データ」を用い
た研究に対して、批判的に考察し、消費することが、社会的
課題へのアプローチを探るに際し、重要であると考ええる。

引用・参考文献

- [1] 法務省 (n.d) 「矯正局」
https://www.moj.go.jp/kyousei/kyousei_index.html (2024年2月24日参照)。
- [2] 法務省 (2022) 「令和5年版犯罪白書」。
- [3] 法務省 (2022) 「令和5年版犯罪白書」。
- [4] 法務省 (2022) 「令和5年版犯罪白書」。
- [5] 猪熊律子 (2023年10月16日) 「『犯罪者にこんなに手厚くていいのか』 刑務官も苦悩…刑務所・介護施設化の衝撃」ダイヤモンド・オンライン、<https://diamond.jp/articles/-/32811> (2024年2月24日参照)。
- [6] 猪熊律子 (2023年10月16日) 「『犯罪者にこんなに手厚くていいのか』 刑務官も苦悩…刑務所・介護施設化の衝撃」ダイヤモンド・オンライン、<https://diamond.jp/articles/-/32811> (2024年2月24日参照)。
- [7] 西山智之 (2020) 「犯罪被害者のダイバージョン制度への積極的関与に関する一考察」日本法学, 85 (4)。
- [8] 西山智之 (2020) 「犯罪被害者のダイバージョン制度への積極的関与に関する一考察」日本法学, 85 (4)。
- [9] 法務省 (2022) 「令和5年版犯罪白書」。
- [10] 西山智之 (2020) 「犯罪被害者のダイバージョン制度への積極的関与に関する一考察」日本法学, 85 (4)。
- [11] 裁判所 (n.d) 「裁判手続き少年事件Q & A」https://www.courts.go.jp/saiban/qa/qa_syonen/index.html (2024年2月24日参照)。
- [12] 法務省 (n.d) 「刑事司法手続の流れ ― 犯罪者・非行少年の処遇―」https://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/hisho04_00033.html (2024年2月24日参照)。
- [13] 西山智之 (2020) 「犯罪被害者のダイバージョン制度への積極的関与に関する一考察」日本法学, 85 (4)。
- [14] 浜井浩一 (2011) 『実証的刑事政策論 真に有効な犯罪対策へ』岩波書店
- [15] 法務省 (2022) 「令和5年版犯罪白書」。
- [16] 法務省 (2018) 「平成30年版犯罪白書」。

- [17] 菊池(2020)「認知症受刑者の状況と受刑能力について」北海道大学法学研究, 55(4).
- [18] 法務省(n.d.)「更生保護就労支援事業による効果について」<https://www.moj.go.jp/content/001297328.pdf>
- [19] 中山岳(2023年1月29日)「『満期出所者』の立ち直りを阻む社会の『壁』更生に必要な支援とは何か、考えた」東京新聞, <https://www.tokyo-np.co.jp/article/227928> (2024年2月24日参照).
- [20] 法務省(n.d.)「更生保護就労支援事業による効果について」<https://www.moj.go.jp/content/001297328.pdf>
- [21] 内閣府(2024)「内閣府におけるEBPMへの取組」<https://www.cao.go.jp/others/kichou/ebpm/ebpm.html> (2024年2月24日参照).
- [22] 法務省(2022)「令和5年版犯罪白書」.
- [23] 社会福祉振興試験センター(2025)「介護福祉士国家試験」, <https://www.sssc.or.jp/kaigo/> (2024年2月24日参照).
- [24] 法務省(2022)「令和5年版犯罪白書」.